

委託契約書

委託業務の名称　　自動免疫染色装置ベンタナベンチマーク ULTRA 保守点検業務
委託期間　　令和8年4月 1日 から
　　　　　　　令和9年3月31日 まで
委託金額　　金　円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　円)
※契約期間中に消費税率の変更があった場合は、変更後の税率を適用する。

契約保証金

地方独立行政法人宮城県立病院機構 宮城県立がんセンター（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇（以下「受注者」という。）とは、宮城県立がんセンターの〇〇保守点検業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別紙「仕様書」により、頭書の委託金額で頭書の委託期間に頭書の委託業務を行うものとする。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様事項が生じたときは、発注者受注者協議して決めるものとする。

(権利業務の譲渡の禁止)

第2条 受注者は、契約によって生ずる権利、業務を第三者に譲渡し、または承継してはならない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、あるいは請負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 発注者は、必要に応じ委託業務の処理状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めるとともに、その業務の実施について必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更)

第5条 発注者は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、または、委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額または履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して決めるものとする。

(履行期限の延長)

第6条 受注者は、受注者の責めに帰することができない理由により、履行期限まで委託業務を完了することができないと明らかになったときは、発注者に対してその理由を付し、履行期限の延長を求めるができるものとする。ただし、延長の日数は、発注者受注者協議して決めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第7条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議して決めるものとする。

(検査及び引渡し)

第8条 委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から10日以

内に目的物の検査を行うものとする。

- 3 前項の検査の結果、不合格あるいは疑義を生じ、目的物について補正あるいは再調査の必要があるときは、受注者は遅滞なく当該補正あるいは再調査を行い、発注者に補正あるいは再調査完了の届けを提出して再び検査を受けるものとする。この場合、再検査の期日については前項を準用するものとする。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

(委託金額の支払)

第9条 受注者は、業務完了の都度、発注者による確認をうけた後、発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、請求書を受理したときは、その日から30日以内に、受注者に委託料を支払うものとする。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

(履行期限遅滞の違約金)

第11条 受注者は、その責めに帰する理由により、履行期限まで委託業務を完了することができない場合は、発注者に対し、委託金について遅滞の日数に応じ年3.0%の割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第12条 発注者は、次の場合この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者の責めに帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないと認めたとき。

(2) 受注者がこの契約に違反し、または不完全な履行をしたとき。

- 2 前項の場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、また、これに関する一切の責めを負わないものとする。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度発注者受注者協議して決めるものとする。

- 2 本契約は、年度開始（予算成立）前に契約の手続きを進めているものであり、この発注案件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約を解除する。

(個人情報の保護)

第14条 受注者は、この契約の事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　宮城県名取市愛島塩手字野田山47の1
　　　　　　地方独立行政法人宮城県立病院機構
　　　　　　宮城県立がんセンター
　　　　　　総長　　山田　秀和

受注者